

共通契約条項（第三者サービス用）

本「共通契約条項（第三者サービス用）」（以下、「本条項」という）は、添付されているものうち、「第三者サービス用」である旨が明記されている約款および別表に定める第三者のサービスを、乙を通じ甲に提供する場合にのみ適用される一般的事項を定めるものとします。なお、当該約款の定めが本条項と矛盾するときは、本条項の定めに従うものとします。

第1条(契約の成立)

サービスの提供に関する甲乙間の契約（以下、「本契約」という）は、甲からのサービスの注文に対し乙が承諾の意思表示を発したときに成立するものとします。

第2条(サービスの対象)

サービスが特定された機器またはソフトウェア等（以下、「サービス対象」という）を対象とするものである場合は、別表に個々のサービス対象を明記するものとします。なお、サービス対象の追加または仕様変更等があったときは、当該追加または変更等にも本契約条項が適用されるものとします。

第3条(約款の適用)

- 本契約に基くサービスは、約款または別表に記載のサービスの提供者（以下、「サービス提供者」という）から甲に対し直接提供されます。ただし、甲とサービス提供者の間に直接の契約関係を生じさせるものではありません。約款は、サービス提供者所定のサービス内容ないしサービスの提供条件を定めるものであり、原則としてサービス提供者を乙と読み替え、約款の定めに従い甲乙間において効力を生ずるものとします。ただし、本共通契約条項に別段の定めあるものについては、それに従うものとします。
- 約款に「第三者サービス用約款解釈上の注記」が付されている場合、当該注記に続く「約款内容」の記述において使用される用語は、別段の定めない限り、本共通契約条項、他の約款または別表の文中で用いられる用語とは独立して解釈されるものとします。

第4条(サービスの内容)

サービスの内容、適用範囲、提供日、提供時間等は、約款に定めるとおりとします。

第5条(サービス提供の条件)

甲がサービスを受ける際の遵守事項等は、約款に定めるとおりとします。約款に格別の定めがない場合であっても、甲は、サービス実施のために必要となる場合は、サービス提供者の求めに応じ資料、情報、機械、什器備品、電気ないしサービス実施場所等を無償で提供するものとします。

第6条(サービスの性質)

別段の定めある場合を除き、サービスは、サービス提供者が善良な管理者の注意をもって、そのサービスの内容を実現するための合理的な努力を行うことを本旨とする準委任契約であり、仕事の完成や完全な結果の実現を約束する請負契約ではありません。甲は、自らの判断によりサービスを選択のうえ、これを使用しその結果を負担するものとします。

第7条(保証)

別段の定めある場合を除き、サービスの保証の方法は、法律上の契約不適合責任を含め、契約期間中においてサービスを提供すること（性質上実施回数に制限のないサービスの場合は繰り返し提供すること）をすべてとします。

第8条(請求および支払)

- 約款の定めにかかわらず、甲乙間におけるサービスの料金（以下、「料金」という）の請求および支払については本条の定めに従うものとします。料金は、別表に記載のとおりとし、別段の定めある場合を除き前請求されます。
- 甲は、料金およびこれに対する消費税等を、別表の記載または乙からの請求に従い、自らの費用負担で、原則として乙の指定する銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとします。
- 本契約が乙（サービス提供者を含む）のみの責に帰すべき事由を理由として甲により解除された場合、または不可抗力により甲がサービスの提供を受けることが不可能となった場合を除き、支払済の料金は返還されず、また料金債務が消滅することはないものとします。

第9条(機密保持および個人情報の取扱い)

本契約に関する機密保持および個人情報の保護については、約款に定めるとおりとし、乙の責任は、甲乙間の他のいかなる合意、契約等にもかかわらず、本契約に関する限り当該約款の定めを範囲を超えることはないものとします。

第10条(責任の制限)

本契約の履行に関する乙の損害賠償責任については、約款の定めに従いサービス提供者が負うこととなる範囲内に限られます。また、約款の定めにかかわらず、乙は、いかなる場合にも、次の損害については責任を負わないものとします。

- 特別な事情による損害、逸失利益、間接的損害。
- 第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害。
- データおよびプログラム等の無体物に対する損害。

第11条(求償の制限)

甲は、本契約に起因して、結果的に生じた損害、間接的損害または特別な事情から生じた損害を含め、甲に生じた損害をサービス提供者に対し直接請求することは、一切できないものとします。

第12条(解除および期限の利益の喪失)

- 約款に定めるものの他、甲または乙が以下の各号の事由のいずれかに該当したときは、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。その際、併せて損害賠償の請求をすることもできるものとします。
 - 本契約上の各義務に違反し、相手方から相当の期間を定めてその是正を求められるもなお正しくないとき。
 - 仮差押、差押、もしくは競売の申請、破産、民事再生もしくは会社更生の申立を受けあるいは自ら申し立てたときまたは清算に入ったとき。
 - 営業の全部譲渡、営業の廃止、あるいは変更または合併によらない解散をし、もしくはその決議をしたとき。
 - 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。

- 支払いを停止したときまたは支払い不能に陥ったとき。
 - 手形を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - その他前各号に準ずるような、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 甲に前項各号の事由のいずれかが生じたときは、乙に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに残債務全てを弁済することを要するものとします。
 - 甲が第1項各号の事由の一つに該当したとき、または甲が別表に定める支払期日迄に料金およびこれに対する消費税等を支払わないと認められる合理的な理由があるときは、法令により禁止される場合を除き、乙は他の救済手段に加え全てのサービスの提供を直ちに停止することができるものとします。
 - 約款の定めにかかわらず、乙は、料金その他の契約条件を甲に対する3ヶ月前迄の書面による通知により、料金支払済の期間の終了をもって改定することができるものとします。甲がこれに同意しないときは、新たな契約条件が適用される1ヶ月前迄（ただし、約款にこれより長い解除予告通知期間の定めがあるときは、当該期間に従う）に乙に対し書面により通知することにより料金支払済の期間の終了をもって本契約を解除することができるものとします。
 - 前各項の定めにかかわらず、乙がサービス提供者の事情により甲にサービスを提供することができなくなったときは、乙は、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合乙は、当該事象が明らかとなった時点で速やかに甲に通知し、爾後の対応を甲と協議するものとします。なお、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、本項に基づく解除により、乙が甲に対し損害賠償責任を負うことはないものとします。

第13条(契約期間)

- 本契約の有効期間あるいはサービス期間等は、別表に記載のとおりとします。中途解約については、約款に記載のとおりとします。
- 中途解約の場合に関し、約款においてサービス提供者による料金返還（返戻金）の条件が定められている場合は、これに準拠するものとし、乙は、サービス提供者に対する手続を行うための十分な時間を与えられることを条件に、サービス提供者が認めるのと同等の条件で甲に、乙がサービス提供者から受領することができた返戻金に対応する甲乙間の料金額を返還するものとします。

第14条(規定の存続)

契約期間満了、解除その他の事由により本契約が終了した場合といえども、第6条（サービスの性質）、第9条（機密保持および個人情報の取扱い）、第10条（責任の制限）、第17条（その他）第3項、第18条（合意管轄）は存続し、甲および乙を拘束するものとします。

第15条(権利移転の禁止)

別段の定めある場合を除き、甲は本契約に基づき取得する権利もしくは義務を、乙の書面による承諾なくして第三者に譲渡もしくは移転あるいは担保に供することはできないものとします。

第16条(反社会的勢力の排除)

- 甲及び乙は、相手方及びその代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）、実質的に経営に関与していると認められる者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるときまたは本契約締結時以降に反社会的勢力に属していたと認められるとき。
 - 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているとき。
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対して、次に掲げる行為を行ったとき。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - その他前各項目に準ずる行為。
- 甲及び乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、当該相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲または乙に損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとします。賠償額は甲乙協議して定めるものとします。

第17条(その他)

- 本契約に関し特別な定めがあるときは、別表の備考欄に記載するものとします。備考欄の記載は、約款の記載を含め本契約の各条項の定めに従うものとします。
- 乙は、本契約上のサービスを、サービス提供者の他、第三者に再委託することができるものとします。
- 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から60ヶ月を経過した場合には、時効により消滅するものとします。

第18条(合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第19条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い甲乙協議のうえ、円満に解決を図るものとします。